

事例 3

台湾向けにメロン・ナシ生果実の輸出に取り組む事業者

【輸出を目指す目的】

相談者は、活力ある地域産業経済、社会形成と地域住民の生活と文化向上に寄与する目的をもって、S市とその周辺地域の地場産業振興のための事業、物産品の販路拡大の事業、観光客の誘客促進に関する事業を行っている。

今般、台湾のスーパーから贈答用メロン生果実を輸入したいとのオファーがあり、地域特産であるメロン生果実を輸出することとした。また、ナシ生果実についても台湾向けに輸出を検討したい。両品目は、地域特産の果物で、海外の人にも広く食べていただきたいとの望みがある。

【相談者の抱える課題等】

台湾向けにメロン、ナシ生果実を輸出したいが、どのような手続きをすれば良いのか。特に台湾向けナシ生果実では特別な条件があると聞くが、どのような対応をすれば良いか分からない。

【支援等の内容】

台湾向けメロン生果実及びナシ生果実輸出に当って、植物検疫条件及び手続き等について次の説明を行った。

- ① 台湾向けメロン生果実については、植物検疫証明書の添付が必要である。
- ② 植物検疫証明書は、植物防疫所又は登録検査機関に検査申請書を提出し、受検して合格すると発給される。また、輸出検査では、台湾の要求としてナミクキセンチュウの付着がないことが求められていることから、その検査に24時間要する。
- ③ 輸出検査場所は、原則として植物防疫所に持ち込んで受検することになっているが、選果こん包施設や



(検疫条件などを説明する専門家)

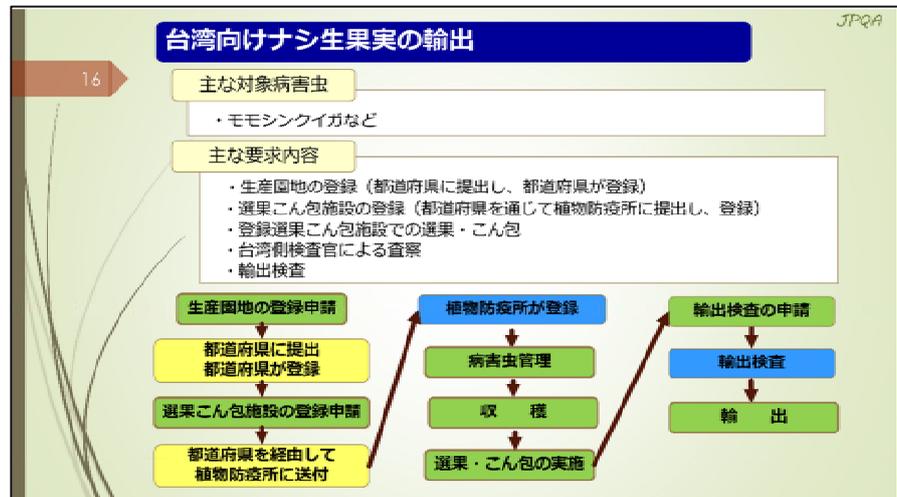
倉庫など集荷地での検査も行われている。また、検査日については、植物防疫所又は登録検査機関と事前の日程調整等を行う必要がある。

④ 台湾向けナシ生果実については、日台間協議で合意した検疫条件に従って

手続き等を行う必要がある。主な対象病害虫はモモシンクイガで、台湾の輸入検査でモモシンクイガが発見されると1回目は当該県産の果物が輸入停止となり、2回発見されると日本全国からの輸入が停止されるので、特に注意が必要である。主な検疫条件は、生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録、選果技術員による選果こん包の実施、台湾向けのラベルの表示、台湾検査官による査察の実施などがある。また、植物検疫証明書の添付も求められていることから、輸出に当たっては受検が必要になる。



(台湾検査官による査察を受ける予定のナシ園地)



(提供資料：台湾向けナシ生果実に係る検疫条件、フロー)

⑤ 農産物輸出で

は残留農薬にも留意が必要で、国・地域によってその基準値が異なり、日本より低く基準値が設定されている農薬については特に注意が必要である。なお、台湾の輸入検査でメロン生果実から基準値を超える残留農薬が検出され、不合格となった事例が毎年のようにある。

表 2022年 台湾における日本産メロン生果実の残留農薬不合格事例

残留農薬名	商品名	件数	検出濃度	台湾の基準値	日本の基準値
テブフェンピラド	ピラニカ	1	0.02	0.01	0.05
ニテンピラム	ベストガード	3	0.01, 0.02	不検出	0.7
フェニトロチオン	スミチオン	3	0.02, 0.07	0.01	0.02
メソミル	ランネート	1	0.01	不検出	0.3

後日、相談者から台湾向けナシ生果実の輸出に係る台湾検査官による査察を受けるに当たって、どのような指摘を受けるか不安があるので、専門家に支援して欲しいとの依頼があったことから、生産園地及び選果こん包施設の状況などについて、日台間協議事項どおり適切に管理されているか、台湾検査官に提出する必要のある書類等に不備がないかなどを確認し、必要なアドバイスを行った。

【相談者の取組み状況】

メロン生果実については、ハウスで国内出荷向けに栽培しており、病虫害防除のために、防除暦に基づきこれまで9種類の農薬を散布するとともに、防除の記録については、野帳に記載し、適切に保管している。今般、専門家から説明後、台湾のスーパーからオファーがあり、既に収穫時期を迎えつつあったため、既存の防除体系で生産したメロン生果実を輸出した。

一方、輸出検査については、病虫害の付着の無い果実を選果こん包し、日程調整して受検するなどフローに従って対応した。

ナシ生果実については、生産園地や選果こん包の登録手続きを行うとともに、選果技術員講習の受講、台湾検査官による査察の受け入れ、適切な選果こん包の実施、輸出検査の受検などフローに従って、対応した。特にモモシンクイガについては、関係者に十分に留意するよう注意喚起した。

【評価・所感】

メロン生果実については、7月に集荷地において輸出検査を受検し、植物検疫証明書を取得して輸出された。しかしながら、当該メロン生果実は、台湾の輸入検査において基準値を超える残留農薬が検出され不合格になった。

一方、ナシ生果実については、生産園地、選果こん包施設及び選果技術員の登録を受けるとともに台湾検査官の査察も受けたが、その後、台湾との商談がまとまらず、今年は輸出されなかった。

相談者は、メロンやナシ生果実は当該地域の特産でもあることから、地域農業の活性化のためにも輸出に注力していきたいとしている。特に、残留農薬対策については、不勉強な面もあったことから、今後専門家の支援を受けて改善し、輸出に取り組むとのことであり、課題解決支援事業においても継続して支

援していくこととしている。



(出所：財務省貿易統計)



(出所：財務省貿易統計)